

○国土交通省告示第六百三十五号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百四条第一項の規定に基づき、船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第千三百八十六号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

		茨城県		(略)	都道府県
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地名略号

改正後

		茨城県		(略)	都道府県
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地名略号

改正前